

基勞補発0731第1号
平成24年7月31日

岩手・宮城・福島労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組に係る
事前調査の実施等について

標記については、平成23年7月28日付け基勞発0728第3号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組（中皮腫死亡者の把握に係る調査の実施）について」により、岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）を除く44都道府県労働局において中皮腫死亡者を把握するとともに、当該死亡者の遺族に対して、石綿救済法に基づく特別遺族給付金等の周知を実施したところである。

今般、三局においても中皮腫死亡者の把握のための調査（以下「中皮腫死亡者調査」という。）を行うことを予定しているので、下記により、事前調査を実施するほか、中皮腫死亡者調査の円滑な実施について遺漏のないようお願いする。

なお、本件については、法務省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 事前調査について

- (1) 各法務局、地方法務局及びその支局での死亡届の保管状況等を正確に把握するため、法務局又は地方法務局に連絡し、別紙「死亡届に関する事前調査票」に基づき、調査を実施すること。
- (2) 照会先である法務局、地方法務局及びその支局の一覧表を別添1のとおり添付するので、参考とすること。

2 中皮腫死亡者調査の準備等について

(1) 調査員等の配置

死亡届の枚数（推計）や保管先の法務局等の数、保管文書枚数、訪問回数等を踏まえ、別添2のとおり各局に調査員や事務補助員を配置するため、予算措置を行うこととしているが、各局においては、調査員の確保等について、総務部等関係部署と調整すること。

なお、上記1の事前調査結果及び各局における調査の実施状況等により、配置数等の見直しが必要なものは、当課業務係あて協議すること。

(2) 中皮腫死亡者調査の実施方法

法務局等における中皮腫死亡者調査については、おって指示される予定であるが、具体的な実施方法については、別添3の「中皮腫死亡者の把握に係る調査実施要領（案）」に基づき行うこととしているので、円滑に実施できるよう準備すること。

なお、法務局等に対する調査の実施に当たっては、上記（1）の調査員・事務補助員の他に、労働局の職員（再任用職員及び労働基準監督署の職員を含む。）が帯同する必要があること。

3 本省報告等

(1) 上記1の事前調査の結果及び上記2（1）の配置数等の見直しについては、平成24年8月24日（金）までに当課業務係あて報告すること。

(2) その他、事前調査及び中皮腫死亡者調査の実施に係る疑義、問題等が生じた場合は、当課業務係まで照会すること。

(別添1)

法務局・地方法務局一覽

労働局名	法務局名	地方法務局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号	案内図
岩手		盛岡地方法務局	盛岡市 八幡平市 岩手郡雫石町、滝沢村、岩手町、葛巻町 紫波郡紫波町、矢巾町	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	〒020-0045	019(624)1141	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/morioka/table/shikyokutou/all/honkyoku.html
宮城	仙台法務局		仙台市、黒川郡大和町、大郷町、富谷町、大衡村	仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎	〒980-8801	022(225)5611	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/sendai/table/shikyokutou/all/sendai.html
福島		福島地方法務局	福島市 伊達市 伊達郡桑折町、国見町、川俣町	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	〒960-8021	024(534)1111	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/fukushima/table/shikyokutou/all/honkyoku.daihyou.html

(別添2)

調査員の配置等について

法務局名	地方法務局名	支局名	管轄人口 (ア)	届出数 (枚)	保管数(推定) (枚)	局名	訪問回数		調査員数		庁費	事務補助員 (円)	庁費計 (円)	職員旅費計 (円)		
							法務局等 別(回)	計 (回)	法務局別 配置数 (人)	延べ派遣 数 (人)						
仙台法務局			1,025,098	235,172	160,941		6		15	90	675,000				31,974	
		塩竈支局	59,357	0	9,319	宮城	2	16	3	6	45,000	1,050,000	397,800	1,447,800	10,658	85,264
		大河原支局	23,335	0	3,664		1		3	3	22,500				5,329	
		古川支局	75,154	0	11,799		1		5	5	37,500				5,329	
		石巻支局	167,324	0	26,270		2		10	20	150,000				10,658	
		登米支局	89,316	0	14,023		2		5	10	75,000				10,658	
		気仙沼支局	58,320	0	9,156		2		3	6	45,000				10,658	
		仙台支局														
	福島地方法務局		290,869	253,380	61,781	福島	3	14	15	45	337,500	1,245,000	397,800	1,642,800	15,987	74,606
		相馬支局	38,630	0	8,205		2		3	6	45,000				10,658	
		郡山支局	338,834	0	71,969		3		15	45	337,500				15,987	
		白河支局	47,854	0	10,164		1		5	5	37,500				5,329	
		若松支局	122,248	0	25,966		2		10	20	150,000				10,658	
		いわき支局	354,492	0	75,295		3		15	45	337,500				15,987	
		福島支局														
	盛岡地方法務局		287,192	169,052	76,772	岩手	3	10	15	45	337,500	705,000	397,800	1,102,800	15,987	53,290
		花巻支局	72,407	0	19,356		2		7	14	105,000				10,658	
		二戸支局	26,496	0	7,083		1		3	3	22,500				5,329	
		富古支局	60,250	0	16,106		1		7	7	52,500				5,329	
		一関支局	125,818	0	33,633		1		15	15	112,500				5,329	
		水沢支局	60,239	0	16,103		2		5	10	75,000				10,658	
		岩手支局														
				657,605				40	159	400	3,000,000	3,000,000	1,193,400	4,193,400	213,160	213,160

死亡届に関する事前調査票

<p>1 各保管場所における調査対象期間における死亡届の大まかな文書量 別添一覧表のうち、自局管内の各庁ごとの死亡届の大まかな文書量はどのくらいでしょうか(分かる範囲で)</p>
<p>2 死亡届の管理方法 それぞれの保管場所において、どのように管理されていますか(庁舎内、倉庫等の別)</p>
<p>3 それぞれの保管場所における調査の作業スペースが確保できるでしょうか またそのスペースはどの程度の広さでしょうか(〇人程度が入って作業できる等)</p>
<p>4 それぞれの保管場所ごとに、どの位の頻度で調査員を派遣できますか(週1回、月〇回程度等) また、派遣する調査員の人数はどのくらいの人数が適切ですか(作業スペース以外の事由により人数の制約があるか等)</p>
<p>5 調査実施に当たって、調査員等に対する注意事項、遵守すべき事項等がございますか</p>
<p>6 震災の影響等により、本調査の実施にあたり留意すべき特段の事情があればご記載して下さい。</p>

死亡届に関する事前調査票(記載例)

1 各保管場所における調査対象期間における死亡届の大まかな文書量 別添一覧表のうち、自局管内の各庁ごとの死亡届の大まかな文書量はどのくらいでしょうか(分かる範囲で)		
【記載例】		
(法務局等名)	(死亡届枚数)	
〇〇法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)
〇〇地方法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)
〇〇支局	〇〇枚	(平成7年～17年総計)
⋮		
2 死亡届の管理方法 それぞれの保管場所において、どのように管理されていますか(庁舎内、倉庫等の別)		
【記載例】		
(法務局等名)	(保管場所)	(保管状況)
〇〇法務局(本局)	庁舎内及び倉庫	年別に冊子にして保存
〇〇地方法務局(本局)	庁舎内	年別に冊子にして保存
〇〇支局	庁舎内	年別に冊子にして保存
⋮		
3 それぞれの保管場所における調査の作業スペースが確保できるでしょうか またそのスペースはどの程度の広さでしょうか(〇人程度が入って作業できる等)		
【記載例】		
(法務局等名)	(作業スペース)	(何人程度で作業ができるか)
〇〇法務局(本局)	会議室	20人程度
〇〇地方法務局(本局)	打ち合わせスペース等	10人程度
〇〇支局	倉庫内にあり会議室等の確保困難	倉庫内での作業に限る(5名程度)
⋮		
4 それぞれの保管場所ごとに、どの位の頻度で調査員を派遣できますか(週1回、月〇回程度等) また、派遣する調査員の人数はどのくらいの人数が適切ですか(作業スペース以外の事由により人数の制約があるか等)		
【記載例】		
(法務局等名)	(派遣頻度)	(作業スペース以外の要因の制限)
〇〇法務局(本局)	週2回程度が限度	※該当する場合のみ記載
	<small>ただし〇月は全日会議室の確保が可能</small>	
〇〇地方法務局(本局)	月4回程度	
〇〇支局	月1回程度	
⋮		
5 調査実施に当たって、調査員等に対する注意事項、遵守すべき事項等がございますか		
【記載例】		
(法務局等名)	(注意事項、遵守事項)	
〇〇法務局(本局)	調査員の会議室内の飲食不可	
〇〇地方法務局(本局)	入所、退所時の遵守事項(入館証の交付や携帯等の持ち込み制限)	
〇〇支局	休憩時間等の庁舎内の移動制限等	
⋮		
6 震災の影響等により、本調査の実施にあたり留意すべき特段の事情があればご記載して下さい。		
【記載例】		
(法務局等ごとに、業務の都合等により、職員の対応が困難などの特段の事由があれば記載して下さい。また、業務の都合について具体的に記入して下さい。)		

中皮腫死亡者の把握に係る調査実施要領 (案)

1 趣旨・目的

(1) 中皮腫死亡者の把握及び個別の周知

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下、「石綿救済法」という。)については、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として平成18年2月に制定されたが、特に中皮腫は、そのほとんどが石綿を原因とするものとされているところ、その認定状況や死亡者数に鑑みると、十分な救済のための周知が問題となっているところである。

このため、平成23年度に石綿救済法に基づく死亡労働者等に対する救済の徹底を図ることを目的として、岩手・宮城・福島を除く各都道府県において法務局、地方法務局等に保管されている「死亡届」を活用し、中皮腫死亡者及びその遺族に関する情報を調査し、中皮腫による死亡者6,531人を把握した。そのうち、これまで労災保険給付、石綿救済法による特別遺族給付金又は救済給付を申請していない3,613人のご遺族に対し、制度の周知を実施した。

(2) 岩手・宮城・福島労働局における調査

平成23年度は、岩手・宮城・福島局では東日本大震災の影響のため、調査を差し控えていたところであるが、可能な限り速やかに石綿救済法による救済制度を周知する必要があるため岩手・宮城・福島局においても調査及び周知を行うものである。本取組を行うに当たって、中皮腫死亡者を的確に把握するための具体的な調査手法や留意事項等を示すこととする。

2 死亡届の概要

(1) 死亡届について

死亡届は、戸籍法第86条及び第87条に基づき、同条に定める届出義務者が、死亡の事実を知った日から7日以内に死亡者の本籍地(死亡地や届出人現住所を管轄する市町村に届け出ることもある)を管轄する市町村へ提出しなければならないとされている。また、市町村に届けられた死亡届は、戸籍法施行規則第48条に基づき1ヶ月ごとに、管轄の法務局等に送付することとされ、同条に基づき送付された死亡届は、市町村別及び年別に区分して27年間保管することとされている(戸籍法施行規則第49条)。したがって、死亡届の保管は、戸籍法施行規則第48条及

び第49条により、本籍地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はこれらの支局で行っている。

また、死亡届には添付書類として死亡診断書又は死体検案書を添付することとされているが、通常、死亡届と死亡診断書（死体を検案した医師が記入した場合は死体検案書）が一体となった届出様式（A3横）が使用されている。

（2）死亡届の記載事項

届出を行う内容は、「届出日」、「届出先市区町村」、「死亡者の氏名、性別、生年月日」、「死亡年月日時分」、「死亡場所住所」、「死亡者の住民登録先住所とその世帯主名」、「死亡者の本籍とその筆頭者氏名」、「死亡者の婚姻状況」、「死亡した時の世帯の主な仕事と死亡者の職業や産業」、「届出人と死亡者の関係」、「届出人の現住所」、「届出人の本籍地とその筆頭者の氏名」、「届出人の氏名、生年月日、住所」を記載することとされており、具体的な記載例については、別紙1のとおりである。

3 調査の実施手法等

本調査は、法務局等に保管している死亡届を確認するため、都道府県労働局から調査に必要となる「石綿健康被害調査員」（以下「調査員」という。）を派遣し、死亡届に記載されている中皮腫死亡者、届出人等の情報を把握、収集することにより実施する。具体的な調査実施手法等は以下のとおりである。

（1）調査実施期間

平成24年8月から平成24年12月末までの5ヶ月とする。

ただし、調査対象となる死亡届の保管状況等により、上記期間終了前に調査を完了した場合には、当該期間とする。

（2）調査対象となる死亡届

法務局等に保管されている死亡届のうち、平成7年から平成17年までに届けられた死亡届を対象として、平成7年の死亡届から順次、当該死亡届の死亡原因欄に中皮腫と記載されているか、中皮腫と記載された死亡届について届出人が死亡者の遺族か等の確認を行い、該当する死亡届を対象とした調査を実施する。具体的な確認事項は以下のとおりである。

ア 別紙1「死亡届」の「死亡診断書」中、「死亡の原因」欄における「直接死因（直接死因の原因となった疾病も含む）」、「直接には死因に関係しないが、死亡原因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名等」の欄に「中皮腫」と記載されているか。

イ 上記アの場合で、「死亡届」の「届出人」欄に記載されている届出人の属性のう

ち「同居の親族」、「同居していない親族」、「同居人」に該当するか。

(3) 把握すべき情報

上記(2)のア及びイのいずれにも該当する死亡届を対象として、当該死亡届の「死亡原因」欄に中皮腫と記載された死亡届に係る死亡者氏名、住所、届出人の氏名、住所等の情報を収集することとし、具体的には以下の情報について収集を行う。

ア 死亡届を管轄する法務局等名

イ 死亡者情報

① 氏名(よみがなを含む)

② 生年月日

③ 死亡年月日

④ 死亡時の住所

ウ 届出人情報

① 氏名

② 住所

③ 死亡者との関係(同居の親族、非同居の親族、同居者)

エ 死亡診断書情報

① 死亡の原因

(ア) 直接死因

(イ) 間接死因

(ウ) 直接死因に関係しないが、死亡原因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名

② 死亡診断書を作成した医療機関及び医師名(上記エの①の(ウ)に中皮腫と記載している場合に限り記載)

(4) 把握した情報の記録

ア 記録媒体

別添1「中皮腫死亡者に係る調査票」に上記(3)の事項を記載する形で記録することを原則とする。

なお、調査実施の際、モバイルパソコンを持ち込むことにより、調査票様式の電子媒体に直接記録しても差し支えない。

イ 調査対象となる死亡届については付箋を付けるとともに、原則として、当該調査日の最後に複数人により、死亡届に記載された事項から調査票に転記した記録に誤りがないか等の確認を行うこと。

(5) 把握するための体制の整備

ア 調査員の確保

管内の法務局等における死亡届の保管枚数、保管状況を勘案の上、業務量に応じた調査員の確保等を行うこと。

なお、法務局等の受入可能な作業スペース、日程等を踏まえつつ、調査実施期間内に調査を完了することができるよう、必要な調査員を確保すること。

イ 法務局等との調整

本調査を円滑に実施するため、本調査の日程、作業場所の確保、派遣する調査員の人数等について、法務局等と緊密な調整、連携を図ること。

なお、法務局等と日程等の調整等の事務補助を行うための、事務補助員を配置する等により、本調査の適切な実施を図ること。

ウ 職員の帯同

死亡届の記載事項の情報収集を行うに当たり、原則として、都道府県労働局の職員（労働基準監督署の職員を含む）が最低1名調査員に帯同し、法務局等における調査を実施すること。

(6) 調査の進め方等について

ア 調査計画の策定について

本調査を実施するに当たっては、調査が必要となる法務局等との日程を事前に調整し、必要となる訪問回数や調査員の確保等に配慮しながら、効率的な調査を実施する必要がある。

このため、法務局等の協力を得て、調査実施月の前月までに調査対象期間に係る調査計画を作成し、計画的な調査を実施するとともに、管内における調査完了に必要な総所要日数を勘案した効率的な計画を策定すること。

なお、当該調査計画は、調査対象の始期である平成7年の死亡届から順次調査を行うよう策定し、調査を実施すること。また、本調査の進捗状況を踏まえ適宜見直すことにより、対象となる調査が完了できるよう配慮すること。

イ 調査員等の役割分担

本調査の実施に当たっては、原則として、上記(2)、(3)については調査員が主に担当する業務とし、上記(4)については帯同する労働局職員等が担当する業務とするが、調査を実施する法務局等の状況に応じて、適宜、効率的な調査が実施できるよう、その役割分担について検討を行うこと。

なお、その場合でも、上記(4)の調査票等の保管、管理については、必ず帯同する労働局職員等が実施すること。

なお、事務補助員が帯同する場合の業務については、調査員に準じて取扱うこと。

ウ 調査員に係る「勤務地等指定簿」の作成

本調査の実施に係る調査員の派遣に当たっては、別添3「勤務地等指定簿」を作成し、各調査員に係る派遣日時、法務局等名、勤務従事時間、現任者確認等を記載し管理すること。また、現任者確認欄については、帯同職員が調査員の各法務局等への訪問状況を確認し、押印すること。

エ 調査員証の携行

本調査を実施する調査員に対しては、別添3「調査員証」を予め交付し、法務局等の職員等からの求めに応じて提示できるよう、調査実施中は常に携行すること。

(7) 調査実施に係る留意事項

ア 本調査を実施するに当たり、確認を行う「死亡届」の記載事項については、秘匿性の高い個人情報であること等から、以下の事項について特に留意すること。

① 死亡届の記載事項を転記した調査票等の散逸の防止

死亡届の記載事項を転記する調査票については、労働局職員等が常にその所在が確認できる状況下で管理するとともに、最後に労働局職員等が取りまとめて持ち帰ること。

なお、持ち帰る際にも、調査票やモバイルパソコン等の紛失が発生しないよう特に留意するとともに、紛失しやすいUSBメモリー等の記録媒体を使用しないこと。

② 調査票等の保管、管理の徹底

収集した調査票については、当該情報の流出等を防ぐため、施錠できる保管場所において、労災補償課長又は労災補償課長が指定する補助者（以下「補助者」という。）が自ら保管、管理すること。

なお、モバイルパソコンを持ち込むことにより、電子記録を行った場合についても、情報流出等が発生しないよう、具体的な作業実施時を除いて、労災補償課長又は補助者のみが保管、管理することとし、他の職員等が保有しないこと。また、保管方法については、上記紙媒体での保管に準じてその管理を徹底すること。

イ 調査員に対する指導の徹底

① 情報流失、漏えい防止の徹底

調査の実施に当たって、本調査に携わる調査員に対して、調査実施方法等の

説明、研修を行う機会を捉え、当該情報の重要性等について十分な説明を行うとともに、

(ア) 死亡届などの関係書類の持ち出しの禁止

(イ) 死亡届が保管されている冊子等から原則取り外さず調査すること

(ウ) 死亡届以外の書類の閲覧等の禁止（死亡届が綴られている冊子に他の届出が保管されている場合にも、本調査に関係ない書類であり閲覧等する必要はないことの徹底）

(エ) 調査実施中は携帯電話など、記録できる機器等の使用禁止

等の基本的な事務処理について指導徹底し、情報の流出や漏えいが発生しないよう特に留意すること。

② 書類の取扱い

本調査を実施するに当たり、死亡届等の届出書類の取扱いにおいては、滅失、汚損、毀損等がないよう、十分に留意すること。

③ 法務局等の事務室内での接遇

法務局等の事務室内での調査の実施に当たっては、事務室内での飲食等、禁止事項や留意事項について予め法務局等とよく調整し把握した上で、事前に調査員に対して指導徹底を図るとともに、法務局等が行う業務に支障が出ないよう特に配慮すること。

④ 調査員等に係る作業環境等の配慮

節電対策等により、空調設備を有する作業スペースを確保できない場合等については、作業スペースが高温となる期間等は調査を実施しないなど、調査員等が従事する作業環境にできる限り配慮した調査を実施すること。

(8) 調査結果のとりまとめ

ア 調査結果のとりまとめ

上記により収集した調査票については、別添4「中皮腫死亡者一覧表」の様式によりとりまとめること。

イ 本省報告

上記①によりとりまとめた一覧表が完成した時点で直ちに報告することとし、遅くとも平成24年12月28日（金）までに本省労働基準局労災補償部補償課業務係まで報告すること。

なお、当該期日までに報告できない事情が生じた場合には、随時、業務係まで相談すること。

4 収集した中皮腫死亡者に係る周知等の実施

- (1) 上記3の(8)により収集した情報について、本省補償課において既に労災保険給付等の決定を受けているか否かを確認の上、中皮腫死亡者に係る遺族等に対して、労災補償制度等に係る周知文、リーフレットを直接送付することにより、制度周知及び請求勧奨を実施する。
- (2) 上記(1)の周知は、本調査が完了した局の報告に基づき順次実施することとし、周知の始期を平成24年12月を目途としていることに留意すること。
- (3) 当該周知等により、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請があった場合については、「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について」(平成21年4月24日付け補償課長事務連絡)により、請求の契機等を適切に把握するとともに、当該事務連絡に基づく本省報告の徹底を図ること。

死亡届(記載例)

死亡届

平成21年1月9日届出

東京都千代田区 長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	長 印					
送付 平成 年 月 日						
第 号						
告知調査	戸籍調査	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	あん どり ちゅう ざう
(2) 氏 名	民 事 一 郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生 年 月 日	昭和23年12月14日 (生誕してから30日以内) <input type="checkbox"/> 午前 時 分 (死亡したときは生誕から30日以内) <input type="checkbox"/> 午後
(4) 死亡したとき	平成21年1月9日 <input checked="" type="checkbox"/> 午前 4時10分 <input type="checkbox"/> 午後
(5) 死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1番地 1号
(6) 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番地 1号
(7) 本 籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番地
(8) 死亡した人の 夫または妻	<input checked="" type="checkbox"/> いる (満60歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)
(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない者のいる世帯
(10) 死亡した人の 職業・産業	職業 職業 産業
その他	
届 出	住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 1号
人	本籍 東京都千代田区丸の内1丁目1番地 兼頭者の氏名 民事太郎
	署名 民事太郎 印 昭和51年12月28日生
事件簿番号	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「兼頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、統計用の死因統計作成の資料としても用いられます。かみ手で、できるだけ詳しく書いてください。

氏 名	民事一郎	①男 ②女	生年月日	明治 23年12月14日 大正 平成
死亡したとき	平成 21年 1月 9日	①朝 ②夜	午後 4時 10分	
死亡したところ	死亡したところの種別 ①病院 ②診療所 ③介護老人保健施設 ④助産所 ⑤老人ホーム ⑥自宅 ⑦その他	死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1	番地 1号
死亡の原因	(7) 直接死因 脳出血	発症(発症)又は発症から死亡までの期間	10時間 4ヶ月	
死因の種類	1 病死及び自然死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火傷による傷害 6 外因死 不慮の外因死 (6 暴息 7 中毒 8 その他) 9 不詳の死 10 不詳の死 11 その他及び不詳の外因	手 指	1無 2有	手斬年月日 平成 年 月 日
外国死の追加事項	被害が発生したとき 平成 昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	被害が発生したところ	都 市 部 町 村	
出生時体重	グラム	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)	経産回数
出生年月日	昭和 年 月 日	前問までの経産の相俣	出生児 死産児	
出生場所	1無 2有	3不詳		
その他特記すべきことから	上記のとおり診断(検案)する 診断(検案)年月日 平成 年 月 日			
	本診断書(検案書)発行年月日 平成 年 月 日			
	(病歴、経過等若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所) 東京都港区白金台1丁目3 番地 6号			
	(氏名) 法 務 康 印			

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、満年齢をカゴ書きで付して書くこと。

夜は12時を「午前0時」、翌の12時を「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養老老人ホーム、障害老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

診断書は、日本語で書いてください。

1問では、各欄について発症の種別(例:急性)、病名(例:肺炎)、病名、死因(例:呼吸困難)を、状況(例:呼吸困難)等もふくまなければならない。

経産中の死亡の場合は「経産中」を、経産後の死亡の場合は「経産後」を、経産中の死亡の場合は「経産中」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「経産後」を、経産後の死亡の場合は「経産後」と書いてください。

1問及び2問に同じした手続について、横又はその診断書と相俣のある所を記入してください。相俣又は相俣による相俣についてもカゴ書きを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火傷による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住所」とは、住宅、監獄をいいます。老人ホーム等の居住施設は含まれません。

届書がどういふ状態で提出されたかを具体的に書いてください。

経産回数は、最終月経、基礎体温、妊娠検査薬等により決定し、できるだけ正確に書いてください。母子健康手帳等を参考にしてください。

(別添1)

中皮腫死亡者に係る調査票

【管轄】

①労働局名	
②法務局等名	

【死亡者情報】

(よみかた)	
③死亡者氏名	
④生年月日	
⑤死亡日	
⑥住所	

【届出人情報】

⑦届出人氏名	
⑧住所	
⑨死亡者との関係	同居の親族 ・ 非同居の親族 ・ 同居者

【死亡診断書情報】

⑩死亡の原因	直接死因:
	間接死因:
⑪直接死因に関係しないが、死因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名	
死亡診断書を作成した医療機関及び医師名(⑪に該当がある場合のみ記載)	

(別添3)

(表面)

第 号
石綿健康被害調査員証
氏名 ○○ ○○
上記の者は石綿健康被害調査員であることを証明する
平成 年 月 日
○○労働局長 印

(裏面)

(注 意)
1. この証票は、調査のため法務局等を訪問するときは必ず携帯し、職員等からの請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、調査員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期限は、発行日から平成 年 月 日までとする。

中皮腫死亡者に係る調査実施フロー

調査実施日前

- 調査実施に係る法務局等との日程調整
- 調査員の日程調整、当日派遣する調査員の確保
- 調査票等の印刷、関係書類の作成等の準備作業
(調査により収集した情報の一覧表へのとりまとめ作業、既決定か否かの確認作業)

調査日当日

- 調査対象書類の把握(書類の保管場所、対象年度に該当する文書の選定等)
- 対象となる死亡届の確認
調査対象となる死亡届か否かを判断するため、以下の要件について確認
 - ① 死亡原因欄に中皮腫と記載されているか
 - ② 届出人が同居の親族等に該当するか
- 上記①、②を満たす死亡届について、調査票に以下の事項を記載
 - ア 法務局等名
 - イ 死亡者情報(氏名、生年月日、死亡時の住所等)
 - ウ 届出人情報(氏名、住所、死亡者との関係等)
 - エ 死亡診断書情報(直接死因、間接死因、作成した医療機関、医師名等)
- 調査票に記載した事項について、誤りがないか最終的な確認

調査終了後

- 調査により収集した情報の一覧表へのとりまとめ作業、既決定か否かの確認作業
- 次回調査の実施に向けた、法務局との日程調整、調査員の日程の調整等